

浦安市立浦安小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壤を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育んでいく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 児童のサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握するために、児童とのコミュニケーションの場を大切にして、いじめを未然に防ぐ体制を推進する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

① いじめ対策としての予防

ア いじめについての共通理解

児童に対して、日常的にいじめ問題について触れ「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

児童が活躍できる場の設定や、お互いを認め合える場の設定を行う。

② いじめの早期発見のための措置

ア 日常的な観察

授業や給食の時間、休み時間、放課後などの会話を通し児童の様子を把握する。

イ 教育相談の充実

個人面談などの教育相談週間の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。また、保健室や相談室の利用など相談窓口について周知する。

ウ アンケートによる調査（年4回／実施時期5月、9月、11月、2月）

学校生活アンケートを定期的に実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

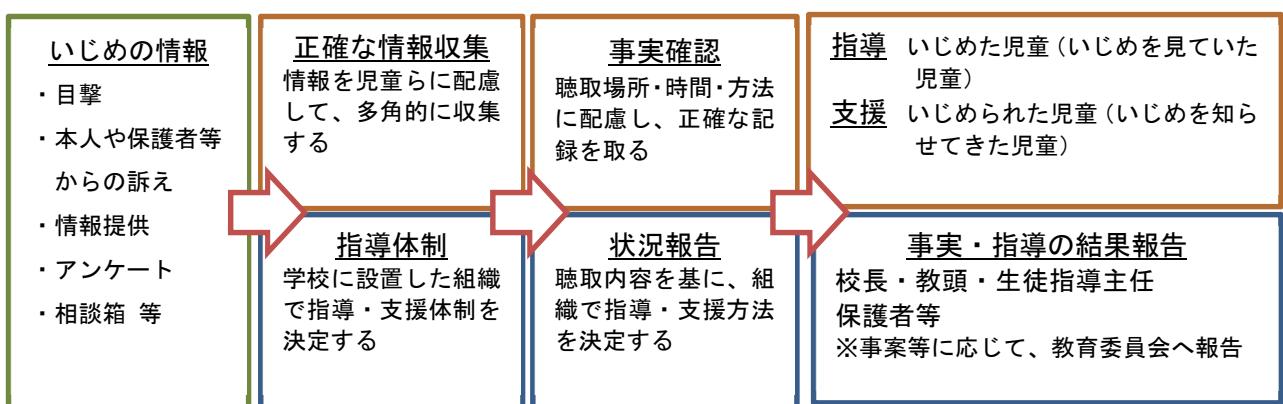
(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、特別支援コーディネーター
養護教諭、カウンセラー

※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

(4) 組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。